（№　L-2022-005）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発信日　　2022年11月24日 | 受信日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会社名　情報化評議会 | 反映対象バージョン：実装規約 |
| 企業識別コード　 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 1 |
| 部署名　　事務局 | 事務局処理記入欄 |
| 担当者名　帆足弘治 |
| 連絡先 TEL: 03-5473-4573 |
| 件名　適格請求書等保存方式記載事項④⑤税率ごとに区分して合計した対価の額､消費税額｣への対応 |

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求内容】

1. 改訂対象

・「④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率」および「⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）」に係る､CI-NET LiteS実装規約のデータ項目

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応の改訂

1. ｢B.Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切｣
2. ｢B. Ⅸ.工事請負契約外取引｣
3. 問題点

仕入控除の要件として適格請求書には、「④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率」および「⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）」を記載する必要がある。しかし、CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0(20220817)では､累積の金額を示すデータ項目になっていなかった。

そこで、④⑤の記載を修正すべく、以下が提案された。

｢1.改定対象｣の｢1)B.Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切｣については以下を適用する｡

変更前

----------開始----------

2.適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり｡

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）

③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率

⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

･｢税率ごとに区分｣とは､消費税10％、軽減税率8％および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお､国税庁ホームページにて｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣を公開している｡

｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1013]受注者名、 [1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄　等の項目を利用する。）
		3. 単一の課税分類のみを取り扱い、取引内容は[1213]品名・名称､[1214]規格・仕様・摘要に、軽減税率である旨は[59]課税分類コードに記載
		4. 単一税率のみを取り扱い、税率および対価の額は、[1004]消費税率、[1112]今回請求金額計(税抜き)、[1097]最終帳票金額（税込み）に記載
		5. 単一税率のみを取り扱い、消費税額等は[1096]消費税額に記載
		6. [1024]発注者名

----------終了----------

変更後

----------開始----------

2.適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり｡

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

② 取引年月日（課税資産の譲渡等を行った年月日）

③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率

⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

･｢税率ごとに区分｣とは､消費税10％、軽減税率8％および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお､国税庁ホームページにて｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣を公開している｡

｢消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A｣

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\_01.htm

請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

* + 1. [1013]受注者名、 [1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
		2. [1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄）等
		3. 単一の課税分類のみを取り扱い、取引内容は[1213]品名・名称､[1214]規格・仕様・摘要に、軽減税率である旨は[59]課税分類コードに記載
		4. 工事完了時のA方式の場合：[1332]調整後今回迄累積出来高金額計+[1114]今回迄累積請求保留金額計　※工事完了時　[1114]今回迄累積請求保留金額計は0円
		5. 工事完了時のB方式の場合：[1394]今回迄累積消費税額計
		6. [1024]発注者名

※上記は一例であり、各社の裁量で対応する項目を設定する｡

----------終了----------

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求の理由】

出来高請求に関するインボイスについて、国税庁の回答は、「出来高に基づく請求で仕入税額控除を行う場合、精算時（最終：４回目）においては、最終精算部分の金額に係るインボイス（適格請求書）が必要であるが、工事全体に係るインボイス（適格請求書）を保存することにより当該精算時（最終：４回目）に係る仕入税額控除を行うことができる。」であった。そのため、インボイスの要件を満たすためには、「④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率」および「⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）」は、累積の金額を示す必要がある。

そのため、従前の記載内容は累積に関するデータ項目ではなかったため、修正する必要があった。

【既存ユーザ等への影響】

ユーザが困惑しないように、インボイス制度とあわせ教宣が必要となる。

（№　L-2022-005）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2022年11月24日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）適格請求書等保存方式記載事項④⑤税率ごとに区分して合計した対価の額､消費税額｣への対応 |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 |  |  |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 |  |  |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか |  |  |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か |  |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か |  |  |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か |  |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か |  |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか |  |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か |  |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)＜xxxx＞ |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |